

## 熊本県市町村職員共済組合貸付規則及び細則について

平成26年4月1日より、以下のとおり改正しました。

### ○ 抵当権の廃止について

平成26年度以降に行う貸付けについては、抵当権の設定を求めないこととし、平成25年度以前に行った貸付けについても抵当権の設定を要しないこととします。

### ○ 一部負担金の廃止について

抵当権の廃止に合わせて、平成26年度以降は、住宅貸付を含むすべての貸付けの種類において一部負担金（年0.06%）を求めないこととします。

また、一部負担金の廃止後は、既貸付者についても、将来に向かって一部負担金を求めないこととします。

### ● 貸付利率

貸付の種類	年 利	
	(変更前) → (変更後)	
普通貸付	2.72% → 2.66%	
住宅貸付	(貸付金額 400万円超)	2.66% →
	(貸付金額 400万円以下)	2.72% →
災害貸付（家財、住宅、再貸付）	2.28% → 2.22%	
特別貸付（医療、入学、修学、結婚、葬祭）	2.72% → 2.66%	
高額医療貸付	無利息（変更なし）	
出産貸付	無利息（変更なし）	
在宅介護対応住宅貸付	2.46% → 2.40%	